

ID: 37

担当部署: 健康福祉部 保育課

処分の概要	保育料の減免		
例規名 根拠条項	真岡市保育所条例 第4条第3項		
例規番号	昭和38年条例第33号		
【基準】	<p>第4条の規定による。 (保育料)</p> <p>第4条 前条に規定する保育所(以下「市立保育所」という。)の保育料は、真岡市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例(平成27年条例第5号)第3条第1項に定める額とする。</p> <p>2 市長は、市立保育所において保育の提供を受けた子どもの教育・保育給付認定保護者(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する教育・保育給付認定に係る保護者をいう。以下同じ。)から保育料を徴収する。</p> <p>3 市長は、教育・保育給付認定保護者が災害その他やむを得ない理由によりその負担すべき保育料を負担することが困難と認められるとき、又は特に必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 60

担当部署: 健康福祉部 保育課

<b>処分の概要</b>	利用者負担額の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	真岡市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例 第3条第2項		
<b>例規番号</b>	平成27年条例第5号		
<b>【基準】</b>	<p>第3条の規定による。 (利用者負担額)</p> <p>第3条 利用者負担額は、政令で定める額を限度として、市長が別に定める額とする。</p> <p>2 市長は、教育・保育給付認定保護者が災害その他やむを得ない理由によりその負担すべき利用者負担額を負担することが困難と認められるとき、又は特に必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</p>		
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月7日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 61

担当部署: 健康福祉部 保育課

<b>処分の概要</b>	特定保育所の保育料の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	真岡市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例 第4条第3項		
<b>例規番号</b>	平成27年条例第5号		
<b>【基準】</b>	<p>第4条の規定による。 (特定保育所の保育料)</p> <p>第4条 特定保育所の保育料の額は、前条第1項に定める額とする。</p> <p>2 特定保育所の保育料は、指定された納期限までに納付しなければならない。</p> <p>3 市長は、教育・保育給付認定保護者が災害その他やむを得ない理由によりその負担すべき特定保育所の保育料を負担することが困難と認められるとき、又は特に必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p>4 既納の特定保育所の保育料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>		
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月7日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 62

担当部署: 健康福祉部 保育課

<b>処分の概要</b>	特定保育所の保育料の還付承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	真岡市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例 第4条第4項ただし書		
<b>例規番号</b>	平成27年条例第5号		
<b>【基準】</b> 第4条の規定による。 (特定保育所の保育料) 第4条 特定保育所の保育料の額は、前条第1項に定める額とする。 2 特定保育所の保育料は、指定された納期限までに納付しなければならない。 3 市長は、教育・保育給付認定保護者が災害その他やむを得ない理由によりその負担すべき特定保育所の保育料を負担することが困難と認められるとき、又は特に必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。 4 既納の特定保育所の保育料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月7日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日